## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	·	危険物流出等の事故の原因調査制	度の整備				
担当部局		総務省消防庁予防課危険物保安室		電話番号: 03	-5253-7524	e-mail: m.nakao@soumu.go.jp	
評価実施時期		平成20年2月20日					
規制の目的、内容及び必要性等		【目 的】 効果的かつ円滑な消防機関の活動実施のための調査結果の反映と、蓄積した調査結果に基づく制度改正等による類似事故の再発を防止することを目的とした、危険物施設(製造所、貯蔵所及び取扱所)における危険物流出等の事故(危険物の流出事故や危険物施設の破損等、火災以外の火災発生のおそれがあった事故)の調査制度を設け、火災予防対策の充実を図る。					
		(総務大臣を除く。)からの求めを受認められる場所(以下「事故関係箇所	ナ原因調査をする消除 所」という。)の所有者	防庁長官に、危険 、管理者又は占っ	を物流出等の事故を起る 有者(以下「所有者等」。	長、都道府県知事及び総務大臣)及び調査を行う市町村長等 こした危険物施設その他事故の発生と密接な関係を有すると という。)に対する、資料提出命令権及び報告徴収権、事故関 当該事故に関係のある工作物若しくは物件の検査権、関係の	
		年で事故件数が最少であった平成6 は、危険物施設に起因する被害の多 危険物流出等の事故を防止する第 ることから、危険物流出等の事故の	年の174件から平成 多発が予想されること 3一歩は、それぞれの 原因を徹底して調査し 亥危険物施設についっ	18年には375(から、その安全対 事故原因を精確 、事故原因を精確 、事故原因を踏	牛と2倍以上に増加)し 対策を行うことが必要で に調査し、結果を的確 まえた的確な再発防止	を設における危険物の流出等の事故は近年一貫して増加(近ており、また、切迫性が指摘されている大規模地震時においてある。 な事故防止対策に図ることにつなげていくことであると考えられまで でいたがに施策へ反映させることができるようにするため、 対原因調査を実施する一定の権限を付与することが必要であ	
		法令の名称・関連条項とその内容 消防法第16条の3の2					
想定される代替案		事故を起こした危険物施設の所有者等に原因調査結果の市町村長等への報告を義務付ける場合					
規制の費用			費用の要素			代替案の場合	
	(遵守費用)	・報告徴収に対する報告書の作成のコスト ・立入検査の期間中の作業停止等のコストが生じるものと考えられる。 (資料提出命令は事故関係箇所の所有者等がもつ既存の資料の提出を求めるものであり、また、質問には罰則が担保されていないものである。)			所有者等に危険物流出等の事故原因調査のコスト(資料等の分析コストや調査期間中の使用停止コスト)が発生する。		
	(行政費用)	・市町村長等の調査コスト(資料等の・マニュアル及び調査員育成のコスト		と保管するコスト)	)		
	(その他の社会的費用)	特になし					
	l	I .				1	

規制の便益	便益の要素	代替案の場合			
	【遵守便益】 事故原因が精確に把握されることにより、消防法令で定める危険物施設及び危険物の貯蔵・取扱いの基準並びに点検方法等について必要な見直しが行われることによる危険物流出等の事故件数が逓減、消防機関の予防・警防活動に反映されることによる事故時の迅速な応急対応能力の向上が期待され、危険物施設を抱える事業者等の経済的損失(事故による危険物の損失や施設自体の損失、事故により操業等ができないことによる機会損失)が減少する。	が減少するものと考えられるが、危険物施設の所有者等の調査能力にはばらつきがあり、市町村長等の調査より精確さ、			
	【行政便益】 危険物流出等の事故件数の逓減や、事故原因が蓄積されることによる予防査察能力の向上及び危険物流出等の事故が発生した場合に効率的な応急対応能力の向上が期待され、予防査察 や応急対応に充てる人員や時間の効率化が図られる。				
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	危険物流出等の事故原因調査の実施は、事故関係箇所の所有者等に報告書の作成コストや立入検査の受忍コストをもたらしうるが、事故発生の場合に限り発生するものであり、所有者等に過度な負担をもたらすものとは言い難い。 他方、危険物流出等の事故原因調査の実施により期待される危険物流出等の事故件数の逓減等の効果により、事故関連箇所の所有者等、消防機関双方に便益が生じることが期待される。 また、代替案と比較しても、本規制がもっとも少ない費用で多くの便益を得ることができるものであるということができる。 以上の検討から、本規制は適切といえる。				
有識者の見解その他関連事項	・消防審議会答申(平成20年2月) ・「危険物施設の保安の充実方策のあり方検討会」中間報告(平成19年12月)				
レビューを行う時期又は条件	事故原因調査のために付与された調査主体の権限に過不足が無いかという観点を中心に、制度が社会経済情勢に照らしてなお適切かどうかを施行後5年を 目途に検討する予定。				
備考					